

社会全体で子どもを支える仕組みづくり
地域子ども支援ネットワーク事業

このガイドブックは、共同募金の配分金を活用して作成しています。

発行

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
大阪市ボランティア・市民活動センター

〒543-0021

大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター1階

TEL.06-6765-4041 FAX.06-6765-5618

kodomo@osaka-sishakyo.jp



広げよう！



こどもの 居場所 ガイドブック



社会福祉法人
大阪市社会福祉協議会

はじめに

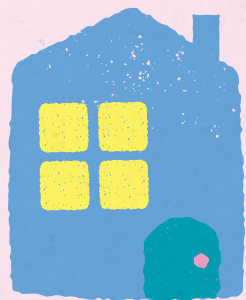
ここ数年「こども食堂」や「こどもの居場所」という言葉を聞くことが増えたのではないのでしょうか。

しかし、「こども食堂や居場所を作りたいけど、できるかな?」「居場所を運営しているが困っている」など、わからないことも多いのではないかと思います。

このガイドブックを通して、こどもの居場所を新たに開設したい方、すでに居場所を運営している方など、活動へのヒントやきっかけにいただければ幸いです。

目次

こどもの居場所が求められています!.....	p2
はじめてみよう、こどもの居場所開設に向けて.....	p3
こども食堂の立ち上げ例を見てみよう!..... (しま☆ルームの場合)	p6
衛生管理は徹底して気を付けよう!.....	p8
地域こども支援ネットワーク事業に参加しよう!.....	p9
登録団体規約.....	p12





こどもの居場所が 求められています!

「こどもの居場所の不足」は、これまでも深刻な問題となっていました。

- こどもたちの「食べる」「遊ぶ」「安心して眠る」を保障する場所の不足
- 学校に行っていない・行けないこどもたちが過ごす場所がない
- 障がいのあるなしに関わらずこどもと一緒に過ごす機会がない

「こどもの居場所に必要」な要素

居場所の条件

- 安心できる場所(心理的)
- 安全である場所(身体的)
- 建物・スペースが同じ場所にあること(物理的)
- その場所が、学校や近隣住民に受け入れられていること
- こども自身が、そこに「行く・居る」ことを受け入れていること

こどもの貧困対策として、より重要な活動内容

- 食べること(一緒に作り、一緒に食べる)
- 遊ぶこと
- 「何もしない」ことを否定されないこと
- 学ぶ機会の保障(狭い意味での「勉強」だけではない)

必要な人材

- こどもにとって生活のモデルとなる大人
- こどもの様子に対してアンテナをはり、困りごとと一緒に考えてくれる人

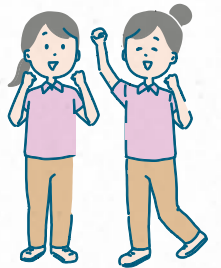


はじめてみよう、 こどもの居場所開設に向けて

こども食堂や学習支援活動、放課後の遊び場など、こどもの居場所をつくりたいという思いがあれば、誰でも活動をはじめることができます。それでは、こどもの居場所を開設する手順を追っていきましょう。

STEP

1 一緒に活動する運営スタッフを集めよう!
あなたの思いを伝え、活動や運営をともにする仲間を集めよう。



STEP

2 自分の思い、考えをまとめよう!
どのようなこどもの居場所をつくりたいか、どんな居場所が必要か、目的を考えよう。

他のこどもの居場所を見学し、どのように運営しているのか話を聞いてみることでヒントが見つかるでしょう。



STEP

3 いつ、どこで、どうやって運営するのか考えよう!
仲間とやりたいこと、できることを話し合い、企画書を作ろう。こどもが集いやすい建物や安心して過ごせるスペースが必要です。

会場の例として

- 一般住宅(自宅・空き家・賃貸など)
- 飲食店舗
- 地域の会館
- 社会福祉施設
- 町内会館
- 寺社
- コミュニティセンター
- 会社や団体の施設
- 地域の居場所(サロンと併設)
- 老人憩の家



STEP

4 地域団体や学校など協力をお願いしよう!
地域の町内会や民生委員・児童委員さん、学校などに、あいさつや相談をし、理解を得よう。



次の
ページ
に続く



こども食堂 立ち上げ例を見てみよう!

しま☆ルームの場合

こどもが安心してすごせる居場所、こども食堂

中央区島之内にある「こどものへや“しま☆ルーム”」には、未就学児から高校生まで、約25人のこどもが集まり、学生ボランティアと一緒に遊んだり、宿題をしたり、交流と学びの場になっています。会場である地域の会館には、厨房設備がないため、近くにワンルームマンションを借り、そこでボランティアが温かい食事を作っています。食材や調味料の多くは寄附でまかなわれ、その時に集まった食材をみて献立を考えます。



こどもたちとボランティアと一緒に机を囲みます

1 テレビで知った、こども食堂

「しま☆ルーム」発起人の福井潤一郎さんは、「こどもが安心してすごせる居場所をつくりたい。こどもが孤立することなく、楽しく食事ができ、伸び伸びと育っていける環境が必要だ」と考えていました。そんな時、あるテレビ番組で紹介されたこども食堂の取り組みを見て「これなら自分でもできるかも」と思い立ちました。



2 社会福祉協議会/ ボランティア・市民活動センターに相談

福井さんは講座で出会った大阪市中央区社会福祉協議会の職員に立ち上げ相談をしました。社会福祉協議会の職員のアドバイスを受けながら、地元の小学校の校長先生や地域役員との協議を重ねる中で、地域にはさまざまな生活事情から支援を必要としているこどもや家庭があることを知りました。その後も、こども支援をしているNPO法人やボランティア団体に話を聞きに行き、3ヶ月の準備期間を経て「こどものへや“しま☆ルーム”」をスタートさせました。



「しま☆ルーム」発起人



福井潤一郎さん

3 地域こども支援団体連絡会に参加し、 活動団体や応援企業とつながる

福井さんは、2カ月に一度、地域こども支援団体連絡会(主催:大阪市社会福祉協議会)に参加し、地域でこども食堂や学習支援活動に取り組むさまざまな活動団体とのつながりをつくっています。また、企業等から提供される物資や食品を積極的に活用するとともに、企業等の協力による交流や招待イベントにもこどもたちと一緒に参加し、こどもたちがさまざまな社会経験ができるよう工夫しています。



4 信頼関係を築き、 こどものニーズに応えながら、必要な支援を考える

「しま☆ルーム」に通っていたあるこどもが、「僕も進学したい」と福井さんに相談しました。これまで先生や家族に、そのような思いを持っていることを口にしたことはなかったと言います。「しま☆ルーム」に通う中で、福井さんとの信頼関係が生まれ、自分の胸の内を打ち明けました。福井さんは、その思いに応えるように、学習をみてもらえるボランティアがいなか社会福祉協議会に相談しました。

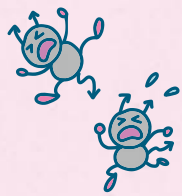


食事の時間まで宿題をして工作を楽しみます

信頼を築くことで、こどもが本当の思いを打ち明けてもらえ、必要な支援が見えてきます。



お迎えに来たボランティアと一緒に歩くこどもたち



衛生管理は徹底して 気を付けよう!

安全衛生管理ルール



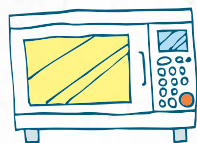
● つけない

- ・手洗い
- ・包丁、まな板などの調理器具の洗浄、殺菌
- ・食材間で汚染しないよう調理場内の整理整頓



● ふやさない

- ・前日料理をしない
- ・自然解凍をしない(冷蔵庫や電子レンジで解凍する)
- ・冷蔵保存が必要な食品は必ず冷蔵庫で保管
- ・調理したものは早めに食べる
- ・調理済み食品は室温で放置しない



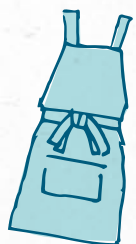
● やっつける

- ・食品は中心部まで火を通す
加熱するときは中心部が75°Cで1分間以上行う
(ノロウイルスをやっつけるには、85°C~90°Cで90秒間以上の加熱が必用です)
- ・温めなおすときは全体が沸騰するまで加熱する
- ・野菜や果物を調理しないときは十分に洗浄する
- ・使用した調理器具は熱湯・漂白剤で消毒し、乾かし、保管する



● もちこまない

- ・体調が悪いときは調理しない(熱・下痢・嘔吐など)
- ・手指に傷や化膿創があるときは調理しない
- ・指輪や時計を外す
- ・清潔なエプロンや三角巾を身に付けて調理する



地域子ども支援ネットワーク事業 に参加しよう!

社会全体で子どもを支える仕組みづくり

子ども食堂や学習支援など、子どもたちが身近に行くことができるこどもの居場所を増やし、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域子ども支援ネットワーク事業を進めています。



知りたい

大阪市内の子ども食堂や学習支援など、こどもの居場所について知りたい!

- 「地域子ども支援ネットワーク事業」のホームページで、大阪市内の子ども食堂や学習支援などの活動を紹介しています。「子ども支援活動MAP」から検索しよう。



関わる

こどもの居場所をつくりたい!
ボランティアとして関わってみたい!

- こどもの居場所づくりに関して相談する!
子ども支援に関わるボランティア活動やこどもの居場所づくりに関する相談や、助成金申請に関する相談などに対応しています。
- こどもの居場所に関する講座を受講する!
これから、こどもの居場所づくり活動をはじめようと考えている人を対象に、居場所の意義や衛生管理、活動にかかる保険に関する知識などを学ぶ講座を開催しています。





つながりたい 他の活動者や応援団体とつながりたい!

● 地域子ども支援団体連絡会に参加する!

こどもの居場所づくりに取り組むボランティア団体やNPO、それを応援する企業や社会福祉施設、社会福祉協議会や行政などが参加し、子ども支援に関する勉強会や情報交換を行っています。

● 地域のネットワークに参加する!

各区においても社会福祉協議会などが呼びかけ、こどもの居場所づくりに関わる団体の連絡会などを開催しているところもあります。

応援したい 企業・団体として、こどもの居場所づくりを応援したい!

● 物資提供や応援プログラムの内容を相談する!

子ども食堂や学習支援に活用できる物資や、子どもたちが参加できるイベントなどがあれば、大阪市ボランティア・市民活動センターにお申し出ください。希望する団体をマッチングします。



参加したい こどもの居場所づくりを応援する企業・団体とつながりたい!



● 子ども支援に関する企業交流会に参加する

社会貢献活動などに取り組む企業などが集まる、企業交流会を開催しています。子ども支援に関して、企業ができることを一緒に考えていきましょう。

寄附したい 社会全体で子どもを支える仕組みづくりに寄附したい!



● 地域子ども支援ネットワーク事業にご寄附いただきますと、活動団体の情報交換の場づくりや活動者の育成、こどもの居場所づくりに関する広報・啓発などに活用させていただきます。



体験したい 企業などの協力による、交流イベントや体験活動

企業などの協力により、さまざまな世代とふれあう交流イベントや、企業の強みを活かした職業体験活動などを実施し、こどもの文化的な活動や将来の夢や目標を持つことを応援しています。

● たとえば

「海鮮料理店による、こどもの握り寿司体験」

海鮮料理店が、子ども食堂に集うこどもを招待し、お寿司を振る舞いました。その後、こどもたちは板前さんから手ほどきを受けながらお寿司を握り、お店のスタッフに食べてもらいました。握り寿司体験を通じて、食の大切さや飲食業の楽しさを学びました。

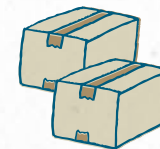


「J1リーグのセレッソ大阪の協力で、サッカー教室と試合観戦のスポーツ交流会」

子ども食堂に集うこどもが参加し、午前中は北区のセレッソフットサルパークで、セレッソ大阪のコーチからボールを使った鬼ごっこやドリブル競争など、遊びの要素を取り入れながら、ボール蹴る楽しさ、みんなで身体を動かす楽しさを教わりました。午後からはJ1リーグの試合を観戦。大きなスタジアムで初めてプロ選手の試合を観るこどもも多く、歓声をあげながら応援していました。



ほしい 食品(生鮮食品等を除く)や物資がほしい!



● 地域子ども支援ネットワーク事業に登録する!

地域子ども支援ネットワーク事業に登録することで、こどもの支援活動に必要な食品や衛生用品、文房具など寄附情報をメールで受け取ることができます。(登録には次ページの登録団体規約への同意が必要です)

(目的)

第1条 この規約は、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する地域こども支援ネットワーク事業(以下「本事業」という。)の登録団体の基準を定め、大阪市内においてこどもの居場所づくり活動に取り組む活動団体に対して、適切な支援を行うことを目的とする。

(支援内容)

第2条 本事業の登録団体に対する支援とは、次のとおりとする。

- (1)登録団体同士や支援団体等との交流・情報交換の場づくり
- (2)こどもの居場所づくり活動に関わるボランティア等への研修
- (3)こどもの居場所づくり活動に関する情報発信・啓発活動
- (4)企業や社会福祉施設等の提供による物資や体験イベント等の需給調整
- (5)こどもの居場所あんしん保険に関する受付・相談
- (6)その他、こどもの居場所づくり活動に関する相談対応

(登録団体の要件)

第3条 本事業の登録団体については、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1)本事業の目的に賛同し、大阪市内において、地域でこどもの貧困などの課題解決やこどもの居場所づくりなどに取り組む非営利活動団体、または非営利活動としてこども食堂や学習支援等に取り組む企業等の営利団体。
- (2)本会が実施する「こどもの居場所づくり研修会」や「地域こども支援団体連絡会」等に、年1回以上参加できる団体。

※ただし、次の団体は登録することができない。

- ア政治活動や宗教活動の一環として、こどもの居場所づくり活動を行う団体
- イ反社会的勢力

(登録団体の手続き)

第4条 本事業の登録を希望する団体は、登録申込書(様式第1号)に、団体情報シート(様式第2号)を添えて事務局に提出すること。

(登録解除の手続き)

第5条 本事業の登録解除を希望する団体は、登録解除届(様式第3号)を事務局に提出すること。

(登録団体情報の変更)

第6条 団体登録時に提出した団体情報シートの内容に変更があった場合は、速やかに団体情報シート(様式第2号)を事務局に提出すること。

(こどもの居場所あんしん保険の対象)

第7条 本事業の登録団体は、本会が実施する「こどもの居場所あんしん保険」の対象とする。なお、こどもの居場所あんしん保険の実施要綱については別途定める。

(責任の所在)

第8条 登録団体が実施するこどもの居場所づくり活動については、それぞれの運営団体の責任のもとで実施されており、こどもの居場所づくり活動において発生した事故やトラブルについて、本会は一切の責任を負わない。

(団体登録の有効期間)

第9条 団体登録の有効期間は、申込日の属する年度の年度末までとする。期間満了の1カ月前までに、登録団体から登録解除の申出がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。なお、本規約の内容については、変更または終了する場合がある。

附則

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。